（解散社員総会議事録　記載例）

医療法人社団○○

臨時社員総会議事録

１．日　　時　　令和　○○　年　○　月　○　日　　　　時　　分～　　時　　分

２．場　　所　　○　○　○　において

３．出席社員　　○○○○、○○○○、○○○○

　（本社団社員総数○名のうち、○名出席）

４．出席理事及び監事　理事長〇〇〇〇、理事〇〇〇〇、理事〇〇〇〇、監事〇〇〇〇

５．議事録作成者　〇〇〇〇

　本社団定款第○条の規定により○○○○は選任されて議長となり、定款第○条第○項の規定する解散の決議に必要な定足数に達したことを確認したのち、○時○分開会を宣し、議事に入った。

第１号議案　本社団を解散する件

　議長○○○○は、本社団の業務全般にわたる詳細を説明するとともに、本社団が解散すべきとの結論に至った経過について述べた。

　社員○○○○はこれに対し・・・・・について質疑した。これに対し、理事○○○○は次のように述べた｡ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・。

　この他社員の質疑に対し、理事側の回答があったのち、議長は本議案に対する一同の賛否を諮った。この結果、

　　　賛成　　○名

　　　反対　　○名で、

　○分の○の賛成があったため、本議案は可決された。

第２号議案　解散に伴う残余財産の処分方法に関する件

　議長は発言し、清算手続を行った後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、払込済出資額に応じて出資者に帰属させることとしたい旨を述べた。

議長はこれを一同に諮ったところ、全員異議なく承認した。

※　残余財産の帰属すべき者について、法第44条第5項に規定する者を定款で規定してい

る医療法人の場合は、次のようになります。）

第２号議案　解散に伴う残余財産の処分方法に関する件

　議長は発言し、清算手続を行った後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、○○（定款に規定している者から選ぶ。）に帰属させることとしたい旨を述べた。

議長はこれを一同に諮ったところ、全員異議なく承認した。

第３号議案　清算人の選任に関する件

　議長は発言し、本社団の解散手続を執行する清算人は、理事のうちから選任することとなっているため、人選について諮った。

これに対し、理事○○○○から理事長○○○○を推薦する旨の発言があり、全員異議なく承認した。

　なお、理事長は東京都知事から解散認可のあり次第、解散及び清算人就任の登記を行う旨を述べ、一同の了承を得た。

　以上をもって本日の議事を終了したので、議長は閉会を宣した。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　○　時　○　分　）

　本日の決議を確認するため、出席社員及び出席役員の全員が記名押印する。

|  |
| --- |
| 社　　員（理 事 長）○　○　○　○　印 |
| 〃 　（理　　事）○　○　○　○　印 |
| 〃 　（理　　事）○　○　○　○　印 |
| 監　　事　　 　 　　○　○　○　○　印 |

（以下、写しに原本と相違ない旨の証明をする場合、提出書類に記載する。）

　この議事録の写しは本社団の社員総会の議事録原本と相違ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日

医療法人社団○○　理事長　○　○　○　○　印解　散　理　由　書

（注）管理者の状況、医療施設の状況、法人の経営状況等を具体的かつ簡明に記載してください。

〈記載例〉

（運営実績）

　本法人は、　　年　　月　　日に設立後、○○診療所（診療科目：産科及び婦人科、一般病床１８床）を　　年　　月　　日に管理者○○として開設し、　年間地域医療に貢献してきた。

　しかし、開設場所である○○区周辺では少子化が進み、外来患者及び入院患者は次のとおり年々減少している｡ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・

（解散の動機）

　建物設備も老朽化しており、理事長及び管理者である○○も高齢（　歳）であるため体調を崩し、昨年から入退院を繰り返しているため、世代交代も含め検討を重ねてきた。しかし、患者数の減少により過去　年間において赤字を計上しており、今後も患者数の増は見込めず資金的な不安を抱えている。また、後継予定である理事長の長女は現在医学生であるため、後継となる医師を探したが適当な人物が見当たらなかった｡ ・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（解散の手続）

　これらの理由により、　年　月　日の臨時社員総会にて解散を決議し解散手続を行うこととした。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療法人社団○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　○○○○　印

残余財産の処分方法

１　正味資産　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　解散・清算諸費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(1)　解散事務費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(2)　従業員退職費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(3)　諸税　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(4)　○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(5)　○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　差引残余財産の額（１－２）　　　　　　　　　　円

４　残余財産の処分方法

　　法定公告手続の後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、払込済出資額に応じて出資者に帰属させる。

※　残余財産の帰属すべき者について、法第44条第5項に規定する者を定款で規定している医療法人の場合は、次のようになります。

４　残余財産の処分方法

　　法定公告手続の後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、○○（定款に規定している者から選ぶ。）に帰属させる。

５　出資者名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 出資額　　　　（円） | 出資割合　（％） |
|  |  |  |